

八王子市食育推進会議開催要綱

平成27年4月1日 施行

改正 令和7年（2025年）4月1日

（開催）

第1条 「食育」に関する取り組みを総合的に推進していくための指針となる「八王子市食育推進計画」（以下「計画」という。）の着実な推進を図るために、また総合的な見地から意見交換を行い、食育に関わる異なる分野で活動する団体の相互の連携等を推進するために、八王子市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を開催する。

（意見交換事項）

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事項について意見交換をする。

- （1）計画の進行管理及び評価に関すること
- （2）計画の重点課題に関すること
- （3）食育の総合的な推進に関すること

（構成）

第3条 食育推進会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- （1）学識経験者
- （2）公募市民
- （3）事業者、NPO法人、医療、教育関係団体及び地域団体の推薦する者

（開催期間）

第4条 推進会議の開催期間は、令和9年（2027年）3月31日までとする。

（会議）

第5条 食育推進会議は健康医療部健康づくり担当部長が招集し司る。なお、健康医療部健康づくり担当部長が不在の場合は、健康医療部健康づくり推進課長が代理を務めるものとする。

2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、健康医療部健康づくり推進課長の決定により公開しないことができる。

（庶務）

第6条 食育推進会議の庶務は健康医療部健康づくり推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、食育推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。